

第8回日中著作権協議及び日中著作権セミナーについて(報告)

平成27年9月15日
文化庁長官官房国際課

文化庁においては、平成13年度より中国国家版權局との間で著作権に関する協議を毎年実施しており、平成22年3月には著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書を交換し、両国間における交流及び協力の強化を図っている。先般、同覚書に基づき、以下のとおり政府間による協議を実施するとともに、「日中著作権セミナー」を開催した。

I. 第8回日中著作権協議

- 1) 日時：平成27年7月27日(月) 15:00～17:30
- 2) 場所：文部科学省3F2特別会議室
- 3) 出席者：(別添1参照)
 - ・日本側：文化庁長官官房 磯谷桂介 審議官 外6名
 - ・中国側：国家版權局版權管理司 段 副司長 外5名
- 4) 議題：
 - ・日本及び中国における著作権制度について意見交換
 - ・今後の協力について

II. 日中著作権セミナー

- 1) 日時：平成27年7月28日(火) 9:30～12:30
- 2) 場所：ホテル・ニューオータニ「折り鶴(麗の間)」
- 3) 主催：文化庁、中国国家版權局
協力：(一社)コンテンツ海外流通促進機構(CODA)
- 4) 出席者：
 - ・日本側：関係省庁、著作権関係団体等 約90名
 - ・中国側：国家版權局版權管理司 段 副司長 外5名
- 5) 次第：
 - 第1セッション 「中国における著作権法改正の動向について」
発表者：段玉萍 国家版權局 版權管理司 副司長
 - 第2セッション 「インターネット上における著作権侵害への対策について」
 - ①「中国政府によるネットワーク上の海賊版撲滅の主な措置について」
発表者：鄭曉飛 国家版權局 版權管理司 執法監督処 副処長
 - ②「CODAの著作権侵害対応と正規流通促進への取組について」
発表者：永野行雄 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構常務理事
 - ③質疑応答

(別添1)

第8回日中著作権協議 出席者

<日本側：文化庁>

1. 磯谷 桂介 文化庁 長官官房 審議官
2. 匂坂 克久 文化庁 長官官房 国際課長
3. 俵 幸嗣 文化庁 長官官房 著作権課 著作物流通推進室長
4. 堀尾 多香 文化庁 長官官房 国際課 専門官
5. 中島 芳人 文化庁 長官官房 国際課 専門官
6. 秋山 卓也 文化庁 長官官房 著作権課 課長補佐
7. 米岡 亜依子 文化庁 長官官房 国際課 海外協力係主任

<中国側：中国国家版權局>

1. 段玉萍 国家版權局 版權管理司 副司長
2. 宋萍萍 国家版權局 版權管理司 社会サービス処処長
3. 路 洲 新聞出版広電総局 印刷発行司 印刷複製処処長
4. 鄭曉飛 国家版權局 版權管理司 執法監督処副処長
5. 鐘 華 山東省新聞出版広電局副局長
6. 王曉軍 河南省版權局 版權処処長

(別添2)

中国著作権法第三次改正について

中国国家版權局 段玉萍
2015年7月28日 東京

注) 原文は中国語。文化庁にて仮訳。

目次

- 中国の著作権法制の概要
- 著作権法第三次改正の主な原則と内容
- いくつかの論点

中国の著作権法制の概要

現行の著作権関連法規

□ 一法——中華人民共和国著作権法

□ 六条例——

■ 著作権法実施条例

■ コンピュータソフトウェア保護条例

■ 著作権集団管理組織条例

■ 情報ネットワーク伝達権保護条例

■ ラジオ局、テレビ局によるレコード放送の報酬支払いについての暫定規則

■ 民間文学保護条例(未制定)

中国著作権法の制定と改正

- 1990年9月7日公布、1991年6月1日施行。
- 第一次改正:2001年10月27日、改正「著作権法」を公布施行
- 第二次改正:2010年2月26日採択、2010年4月1日施行
- 第三次改正はすでにスタート

中国著作権法の主な内容

- 著作権—客体、主体、権利、保護期間、権利の帰属、権利の制限
- 権利行使—個別に行使し、集団で管理
- 隣接権—出版者、実演家、レコード製作者・映像製作者、放送事業者
- 法的責任と法的措置—民事、行政、刑事

中国が加盟している著作権国際条約

- ベルヌ条約(1992)
- 万国著作権条約(1992)
- 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(1993)
- TRIPS協定(2001)
- WCT /WPPT(2007)

著作權法第三次改正

必要性

- 現行法制の充実
- 技術の発展に対応
- 国際著作権制度との調和

原則

- 著作権の基本理論に合致
- 国際ルールとの一致を保持
- 中国の現実的問題を解決
- 各当事者の利益要求のバランスを図る

過程

- 2011年7月13日にスタート
- パブリックコメントを募集(200以上の組織と個人)
- 3つの専門家チームを招いて原案を起草(中国人民大学、中南財經政法大学、社会科学学院)
- 専門家チームの原案に基づき、コメントを募集
- 2012年3月31日から4月30日にかけて1回目のコメント募集、1600件あまりのコメントが集まる
- 2012年7月6日から7月31日にかけて2回目のコメント募集
- 2012年12月 国務院法制弁公室に提出、2014年6月 法制弁公室がパブリックコメントを募集

主な内容

- 形式と構成
- 著作物の種類:応用美術
- 権利の内容:合併・調整
- 権利の帰属:職務著作物、視聴覚著作物
- 権利の制限:法定許諾、合理的使用
- 隣接権:実演家とレコード製作者の実演権と放送権、放送事業者のネットワーク送信権
- 法的責任:法定賠償と懲罰的賠償

いくつかの論点

レコードの法定許諾

- 現行「著作権法」第40条第3項:レコード製作者が、他者がすでに合法的にレコード製品として製作した音楽著作物を利用してレコード製品を製作する場合、著作権者の許諾を経なくてもよいが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しないと表明した場合は、使用してはならない。
- 本項を残すか否か

美術的著作物の追及権

- この権利を追加するか否か
- 主体、客体、期限、基準などをいかに定義するか

集团管理制度

- 独占的か、競争的か
- 拡大の集团管理制度

視聴覚著作物の帰属および利益の分配

- 視聴覚著作物の著作権の帰属
- 視聴覚著作物の作者(脚本家、演出家、音楽作家など)と著作権者の利益分配

ネットワークに関する課題

- ネットワーク・サービス・プロバイダの法的責任
- 権利の所在が不明な著作物

ありがとうございました

duanyp@sina.com

(別添3)

中国政府によるネットワーク上の 海賊版撲滅の主な措置

中国国家版權局

日本東京2015年7月28日

注) 原文は中国語。文化庁にて仮訳。

内容

- 立法面
- 劍網行動
- 著作權の重点的監督管理

インターネットの発展及び試練

- 中国のインターネット産業は近年も急速な発展の傾向を保持している。1994年3月に開通し、1998年末のユーザは220万であり、2014年12月末、ネットユーザーの人数は6.49億人、携帯電話ネットユーザーの規模は5.57億人であり、インターネットの普及率は47.9%であり、サイト数は335万サイトを越えている。
- 著作権保護制度は厳しい試練に直面している。

立法面

立法面

- 1990年9月7日に公布された第1回著作権法には、ネットワークを通じて作品を伝達することについての規定はなかった。
- 2001年の著作権法第1回改訂において、ネットワーク伝達権が追加された。
- 2006年7月1日「情報ネットワーク伝達権保護条例」が施行された。
- 2007年「著作権に関する世界知的所有権機関条約」及び「実演家及びレコードに関する世界知的所有権条約」に加盟した。

立法面

- 法律:「著作権法」第10条で作者、実演家、録音録画製作者が情報ネットワーク伝達権を享受することを規定している。
- 行政法規:国務院「情報ネットワーク伝達権保護条例」
- 民事司法解釈:2013年における最高人民法院の「情報ネットワーク伝達権侵害の民事紛争案件適用法律の審理における若干の問題に関する規定」
- 刑事司法解釈:2011年における最高人民法院、最高人民検察院及び公安部の「知的財産権侵犯刑事案件適用法律の処理における若干の問題に関する意見」;最高人民法院、最高人民検察院の司法解釈(1)、(2)

立法面－著作権法第48条

- 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、放映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて伝達した場合；
- 他者が専有出版権を享有する図書を出版した場合；
- 実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行し、または情報ネットワークを通じて伝達した場合；
- 録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画製品を複製、発行し、情報ネットワークを通じて伝達した場合；
- 許諾を得ずに、ラジオ番組、テレビ番組を放送または複製した場合；
- 許諾を得ずに、技術的措置を破壊した場合、並びに権利管理情報を削除及び改変した場合；
- 他者の署名を詐称した著作物を製作、販売した場合；

立法面－著作権法第48条

- 上記の侵害行為のいずれか1つに該当し、同時に公共の利益に損害を与えた場合は、著作権行政管理部門により権限侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権限侵害に係る複製品を没収、破棄するとともに、罰金を課すことができる。情状が深刻な場合、著作権行政管理部門は、更に、主に権限侵害に係る複製品の製作に用いられた材料、工具、設備などを没収することもできる。犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。
- 不法経営額が5万元以上である場合、著作権行政管理部門は、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金に処することができ、不法経営額がないかまたは不法経営額が5万元以下である場合、著作権行政管理部門は、情状の軽重に応じて、25万元以下の罰金に処することができる。

立法面－「情報ネットワーク伝達権保護条例」

主な内容

- 著作者、実演家、録音製作者は情報ネットワーク伝達権を享受する
- 権利の制限
- 技術的措置及び権利管理情報
- 通知及び反通知手順
- ISPの免責規定（セーフハーバー原則）

立法面－情報ネットワーク伝達権保護条例第18条

- 情報ネットワークを通じて勝手に公衆に他者の作品や実演記録、録音・録画製品を提供した場合；
- 技術的措置を故意に回避または破壊した場合；
- 情報ネットワークを通じて伝達する作品などの電子的権利管理情報を故意に削除または改変するか、または情報ネットワークを通じて電子的権利管理情報が削除もしくは改変された作品、実演記録、製品を伝達した場合；
- 支払うべき報酬を支払わないか、または直ちに削除しない場合；
- 伝達する製品に署名が施されていないか、またはサービス対象以外の人間が作品、実演内容及び製品を入手することを防止するための技術的措置が施されていない場合

立法面－情報ネットワーク伝達権保護条例第18条

- 上記の侵害行為のいずれか1つに該当し、同時に公共の利益に損害を与えた場合は、著作権行政管理部門により権限侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、違法取扱額が5万元以上である場合は、違法取扱額の1倍以上5倍以下の罰金を課すことができ、違法取扱額がないかまたは違法取扱額が5万元以下である場合は、情状の軽重に応じて、25万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻である場合、著作権行政管理部門は、主にネットワークサービスを提供するために用いられたコンピュータなどの機器を没収することができ、犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

立法面－情報ネットワーク伝達権保護条例第19条

- 技術的措置を回避、破壊する装置または部品を故意に製造、輸入または他者に提供するか、または技術サービスを提供した場合
- ネットワークを通じて作品、実演記録、製品を伝達して、経済的利益を得た場合
- 貧困支援の目的のために伝達する作品に、権限者の情報及び報酬基準が事前に公告されていない場合

立法面－情報ネットワーク伝達権保護条例第19条

- 上記行為のいずれか1つに該当する場合は、著作権行政管理部門により警告し、違法な所得や、主に技術的措置の回避、破壊に用いられた装置または部品を没収し、情状が深刻である場合は、主にネットワークサービスを提供するために用いられたコンピュータなどの機器を没収することができ、不法経営額が5万元以上である場合は、不法経営額の1倍以上5倍以下の罰金を課すことができ、不法経営額がないかまたは不法経営額が5万元以下である場合は、情状の軽重に応じて、25万元以下の罰金を課すことができ、犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

立法面ーコンテンツ提供者(ICP)に対する法的規定

- 条例第2条: 任意の組織や個人が他者の作品、実演記録、録音録画製品をネットワークを通じて公衆に提供する場合は、権利者の許諾を得るとともに、報酬を支払わなければならない。
- 著作権法第48条、ネットワーク条例第18条: 著作権者または著作隣接権者の許諾を得ずに、情報ネットワークを通じてその作品、実演記録、録音録画製品を伝達した場合は、民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益に損害を与えた場合は、行政責任を負い、犯罪を構成する場合は、刑事責任を負う。

立法面－インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する免責規定

セーフハーバー原則

- 接続及び自動伝送サービスの提供
- キャッシュメモリサービスの提供
- ストレージスペースサービスの提供
- 検索及びリンク接続サービスの提供

立法面－インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する免責規定

1.接続及び自動伝送(ネットワーク条例第20条)

- 伝送内容を選択及び改変していない
- 指定されたサービス対象に提供する

2.キャッシュメモリサービスの提供(ネットワーク条例第21条)

- 自動的に保存した内容を改変していない
- 元のサービス提供者によるサービス対象の状況把握に影響を及ぼさない
- 元のサービス業者が修正、削除または遮断した場合に、技術的手配に基づき自動的に修正、削除または遮断する

立法面－インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する免責規定

3.ストレージスペースサービスの提供(ネットワーク条例第22条)

- 当該情報ストレージスペースがサービス対象のために提供されていることを明確に表示するとともに、ネットワークサービス提供者の名称、連絡先、URLが公開されている
- サービス対象が提供する作品、実演記録、録音録画製品が改変されていない
- 主観的なミスがない
- 経済的利益を直接得ていない
- 通知を受領した後、権利侵害内容を削除している

立法面－インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する免責規定

4.検索及びリンク接続サービスの提供(ネットワーク条例第23条)

- 権利者の通知を受領した後、ISPがリンク接続を解除した場合は、賠償責任を負わない。但し、リンク接続した内容が権利を侵害していることを明らかに知っているか知っているべきである場合は、共同責任を負わなければならない。

ネットワーク権利侵害の主な形式

- コンテンツ提供者(ICP)が許諾を得ずに、文字、音楽、映像、ゲームなどの作品を直接アップロードする
- 電子ビジネスプラットフォームなどを通じて海賊版製品を販売する
- ISPが海賊版製品を伝達する: 検索リンク接続、P2P、プレーヤ、APP、オンラインストレージ、CDN

問題となる点:

- サーバ及びIPアドレスが国外にある
- ISPが構成する権利侵害問題

直接的権利侵害: 証拠が十分でなければならない

共同共犯: 権利侵害者を調査しなければならない

劍網行動

剣網行動

全体の状況

- 2005～2014年、国家版權局、公安部、工業及び情報化部などの関連する部・委員会は10年連続でネットワーク上の海賊版撲滅の専門的行動「剣網行動」を展開した。
- 2014年の「剣網行動」において、行政処罰案件は440件であり、移送された刑事責任追及案件は66件であった。一連の案件の調査処分により、一部のサイトが閉鎖され、一連の違法関係者が処分され、ネットワーク上の海賊版制作の活動を効果的に攻撃し、震撼させた。
- ここ2年の調査により、「思路網」、「百度影音」、「快播」、「射手網」などの著作権侵害案件が処分された。

「剣網行動2015」

□ 6月10日開始、11月末終了

目標:大型案件・要調査案件の調査を重点とし、音楽、映像、ニュース、ゲーム、文学、ソフトウェアなどの製品を違法に伝達している海賊版サイト及びAPPsを特に精査し、ネットワーククラウドストレージスペース、ネットワーク公告アライアンス、APPsマーケット、ネットワークファン字幕、ネットワーク販売プラットフォーム及び微博、微信などの情報プラットフォームを通じた海賊版行為を嚴重に調査処分し、法執行の監督管理方式及び手段を創出し、部門間、地区間の情報共有及び協同行動を強化し、ネットワーク上の海賊版を撲滅する速やかな反応及び長期的な効果メカニズムを完備し、ネットワーク上の海賊版に対する行政処罰及び刑事責任追及の力を強め、法に則りネット空間を整理し、ネットワーク上の著作権環境を浄化し、ネットワーク上の著作権状況を最適化する。

「剣網行動2015」

5項目の重点任務

- ネットワーク上の音楽著作権を規範化する専門的な整備活動の展開
- ネットワーククラウドストレージスペースの著作権を規範化する専門的な整備活動の展開
- インテリジェント移動端末の海賊版を撲滅する専門的な整備活動の展開
- ネットワーク公告アライアンスを規範化する専門的な整備活動の展開
- ネットワークの転載を規範化

「剣網行動2015」

5項目の業務措置

- 国民による告発、通報の発動
- 全面的な整理、検査の展開
- 健全かつ速やかな処理メカニズム
- 案件の調査処理を全力で掌握
- 長期的な効力の業務メカニズムの完備

「剣網行動2015」

4つの業務段階

- 業務部署段階(6月1日～6月30日)
- 整理、検査段階(7月1日～7月31日)重点的なインターネット企業が展開する自社調査、是正活動を組織的に指導し、海賊版問題を精査し、告発、通報を組織的に動員し、案件をオンラインで検索、収集し、法執行研修を展開する。
- 集中整備段階(8月1日～10月31日)。ネットワーク音楽の専門的な整備、ネットワーククラウドストレージスペースの専門的な整備、ネットワーク広告アライアンスの専門的な整備、インテリジェント端末アプリケーションソフトウェアマーケットの専門的な整備を重点として、一連の大型案件、要調査案件を集中的に調査処分する。
- 監督調査総括段階(11月1日～11月30日)。重点地区、重点企業に対して監督指導検査を実施し、各地の業務状況を取り纏め、業務経験を総括し、今回のプログラムで得られた成果を報告する。

「剣網行動2015」—告発要件

権利者が海賊版の違法行為について立案調査処分を申請する場合は、以下の資料を提出しなければならない。

- 申請書、権利証明、被侵害作品(または製品)及びその他の証拠(特に被侵犯の証拠及び権利侵害行為の重要性の証拠)。
- 申請書には、当事者の姓名(または名称)、住所及び調査処分申請の根拠となる主な事実、理由が説明されていなければならない。
- 告発者が代理人に申請の代行を委託する場合、代理人は委任状を提示しなければならない。
- 告発者が提出する告発資料の文字部分が外国語である場合は、相応の中国語訳文を添付しなければならない。
- 告発者が外国人である場合は、その主体資格に関する資料が所在国の公証機関による証明を受けているとともに、中華人民共和国の当該国駐在の大使館・領事館による認証を受けていなければならない。

著作権の重点的な監督管理

著作権の重点的な監督管理

- 動画サイトの合法的な運営を規範化し、著作権行政の法執行による監督管理職能を確実に履行するため、国家版權局は2010年から動画サイトの著作権の重点的な監督管理業務を正式に開始した。
- 主な監督管理様式: 監督管理対象のサイトに当該サイトの上位50件の映像及びテレビ劇作品の権利授与文書を提供するように要求し、権利授与文書が整っていれば、審査に通過となり、権利授与文書が完全でない場合は、補充するように要求し、権利授与文書がないかまたは権利授与文書が期限切れである場合は、相応の作品をオフラインとするように要求する。

著作権の重点的な監督管理 — 主な成果

2010年～2014年における主な業務成果：

□ 監督管理範囲が不断に(断続的に)拡大した。

動画サイトの発展状況及び著作権の重点的な監督管理業務の実情に応じ、国家版權局は監督管理サイトリストを随時調整しており、現在のところ監督管理対象の動画サイトは計20サイトである。各地区の著作権行政管理機関も国家版權局の方法を参照し、当該地区の主なサイトを著作権の重点的な監督管理業務に組み入れている。

著作権の重点的な監督管理 — 主な成果

□ 臨機応変な監督管理方式

一方においては、各種の海賊行為を著しく撲滅し、他方においては、企業の誠実な経営、提携の展開、インターネット上における著作権秩序の共同維持を積極的に指導している。日常的な監督管理、サイトの自社調査、是正の実現状況の報告以外に、更に、サイト責任者との談判、重点案件の監督処理などの方式により、著作権の重点的な監督管理業務において判明した重大な海賊版問題及び重点サイト間における著作権争議・紛糾を集中的に解決して、良好な効果を上げている。

著作権の重点的な監督管理 — 主な成果

- 重点作品の事前警告および保護を開始。
- 2014年に重点的な映像作品の著作権に対する事前警告保護を正式に開始した。つまり関連する権利者が国家著作権局に事前警告保護を申請する作品を報告し、国家著作権局が作品に対する権利授与文書を審査し、作品の知名度、タイプ、オンライン時期などの要因を考慮して、事前警告保護を与える作品リストを確定し、国家著作権局がネットワーク上で公表するとともに、各監督管理対象のサイトに送信した。

2014年には3期で計95件の重点的な事前警告作品が公表され、ネットワークを通じて重点的な映像作品が違法に伝達される現象が非常に大きな程度において防止または抑制され、当該項業務は権利者の積極的な肯定及び高度な協力も受けた。

著作権の重点的な監督管理一

2015年の業務

動画の監督管理業務を引き続き展開することを基礎として、2015年7月に、ネットワーク音楽サービス業者の著作権に対する重点的な監督管理が正式に開始された。

- 7月8日、国家著作権局は「ネットワーク音楽サービス業者に権利を授与されていない音楽作品の伝達を停止するように命じることに関する通知」を発表した。2015年7月より、国家著作権局はネットワーク音楽著作権を規範化する専門的な整備行動を開始することが明らかとなり、各ネットワーク音楽サービス業者に7月31日までに権利を授与されずに伝達している音楽作品をすべてオフラインとするように要求しており、この期限以降も引き続き権利を授与されずに音楽作品を伝達している場合は、国家著作権局が法に則り厳しく調査、処分することとされている。

著作権の重点的な監督管理

—2015年の業務

- 7月15日、国家版權局は北京で「ネットワーク音楽著作権保護業務座談会」を開催し、19社のネットワーク音楽サービス業者が「ネットワーク音楽著作権保護自律宣言」に署名した。

(署名各社には、QQ音楽、阿里音楽、酷狗音楽、酷我音楽、百度音楽、網易雲音楽、一聽音楽、多米音楽、豆瓣音楽、360音楽、樂視音楽、搜狗音楽、音悦台、唱吧、九酷音楽、喜馬拉雅、蜻蜓FM、荔枝FM、考拉FMなどのネットワーク音楽サービス業者が含まれている)

著作権の重点的な監督管理－2015年の業務

ネットワーク音楽サービス業者の著作権に対する重点的な監督管理方法：

□ 通常の監督管理方法

ネットワーク音楽サービス業者が同社が権限を授与された音楽作品リストを提出し、国家著作権局がオフィシャルサイト上で公表する。

□ 重点作品の著作権事前警告および保護

人気があり、初めて発表される重点音楽動画作品及び音楽作品については、ネットワーク音楽サービス業者が報告した後、国家著作権局が審査した上で事前警告保護リストを発表する。

著作権の重点的な監督管理

一次段階の計画

- 1つには、監督管理範囲を更に拡大し、適時に、ニュース、文学及びゲーム作品を伝達する主なサイト、APP並びに映像、音楽、ニュース、文学及びゲーム作品を伝達するオンラインストレージ、クラウドサービスなどの新型ネットワークサービス業者を監督管理範囲に組み入れる。
- 2つには、監督管理の力量を更に高め、重点作品の著作権の事前警告保護業務を確実に強め、談判、警告、公開通報などの監督管理手段を強化し、海賊版サイトに対する攻撃力を高める。
- 3つには、長期的な効果メカニズムを完備し、作品の権利授与データベースを充実させ、権利者及びサイトの著作権保護提携メカニズムを推し進める。

THANK YOU!



CODAの著作権侵害対応と 正規流通促進への取組

2015年 7月28日

一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構(CODA)



CODAについて①

- **名称:**
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構
(Content Overseas Distribution Association、略称CODA)
- **目的:**
音楽、映画、アニメ、放送番組、ゲームなど日本コンテンツ産業の海外展開を促進すること、並びにコンテンツ産業が一致協力し、海外における海賊版対策を講じることを目的とする。
- **沿革:**
2002年8月 経済産業省・文化庁の呼びかけにより任意団体として設立
2009年4月 一般社団法人格取得



CODAについて②

- **会員:** (2015年4月1日現在)

企業会員 31社

■音楽 5社

エイベックス・グループ・ホールディングス(株)／FDW(株)／キングレコード(株)／
(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント／(株)ポニーキャニオン／ユニバーサルミュージック合同会社

■映画 4社

松竹(株)／東映(株)／東宝(株)／日活(株)

■アニメーション 13社

(株)アニプレックス／(株)サンライズ／(株)ジェンコ／(株)小学館集英社プロダクション／(株)スタジオジブリ
／(株)手塚プロダクション／東映アニメーション(株)／(株)トムス・エンタテインメント／(株)日本アドシステムズ
／日本アニメーション(株)／(株)ハピネット／バンダイビジュアル(株)／(株)ぴえろ

■出版 1社

(株)KADOKAWA

■放送番組 7社

(株)NHKエンタープライズ／(株)TBSテレビ／日本テレビ放送網(株)／日本放送協会(NHK)／
(株)フジテレビジョン／読賣テレビ放送(株)／(株)WOWOW



CODAについて③

- **会員:** (2015年4月1日現在)

団体会員 15団体

コンテンツ・ポータルサイト運営協議会／一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会／
一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会／デジタルコミック協議会／
一般財団法人デジタルコンテンツ協会／一般社団法人日本映画製作者連盟／一般社団法人日本映像
ソフト協会／一般社団法人日本音楽事業者協会／一般社団法人日本音楽制作者連盟／
一般社団法人日本雑誌協会／一般社団法人日本動画協会／日本弁理士会／
一般社団法人日本民間放送連盟／一般社団法人日本レコード協会／不正商品対策協議会

賛助会員 6社・団体

(株)テレビ朝日／(株)テレビ東京／(株)バンダイチャンネル／一般社団法人日本音楽出版社協会／
協同組合日本映画製作者協会／一般社団法人日本書籍出版協会



CODAの主な事業

1. 侵害対策／正規流通促進:

CJマーク事業(共同エンフォースメント)

海賊版侵害対応

違法配信対策

ビジネスマッチング

2. 取締機関との連携:

トレーニングセミナーの実施

中国・国家著作権局などアジア各国・地域の取締機関への要請と関係構築

3. 国内外の政府機関や関連団体との連携:

文化庁、経済産業省、外務省、総務省

MPA (米国映画協会関連団体)、IFPI(国際レコード産業連盟) など

4. 啓発活動:

消費者向けイベントの開催、広報活動



1. 侵害対策／正規流通促進 ～CJマーク事業～

CJマーク

日本コンテンツのパッケージや映像内に付するマーク。
CODAの団体商標として登録されている国・地域では、海賊版に対してCODA商標権を行使することで一括訴追することが可能。

出願分類

- 9類 CD、DVD、ゲームソフト
- 16類 出版物
- 28類 玩具
- 41類 インターネットオンラインによる電子出版物・映像・画像等の提供

登録国・地域

日本、米国、欧州、中国、香港、台湾、韓国

実績

2008年2月20日に初の侵害対応を香港で実施。以降、毎年継続的に侵害対策を実施。





1. 侵害対策／正規流通促進 ～共同エンフォースメント～

2005年1月～2015年3月累積

●中国

- ・取締： 12,497件
- ・逮捕者： 304名
- ・押収DVD等： 4,275,513枚

●香港

- ・取締： 1,261件
- ・逮捕者： 1,221名
- ・押収DVD等： 1,575,228枚

●台湾

- ・取締： 2,167件
- ・逮捕者： 2,139名
- ・押収DVD等： 995,276枚

★合計

- ・取締： 15,925件
- ・逮捕者： 3,664名
- ・押収DVD等： 6,846,017枚



1. 侵害対策／正規流通促進 ～違法配信対策～

- **違法投稿動画への対応(削除)要請通知:**

2009年度~2011年度の経済産業省実証実験およびSARVH助成事業として、動画投稿サイト(UGCサイト)対策を開始。

クローリング技術と動画認識技術(フィンガープリント技術)を組み合わせ、権利者との協力の下、無許諾アップロードされたコンテンツの削除を求める通知を、中国、韓国等のUGCサイト等に送付している。

また、サイト側との権利保護に関する協議も直接現地に赴いて実施している。

2012年度からは、CODAの自主事業として運営を継続しており、2011~2013年度には総務省による実証実験等にも参加した。

- **通知対象の動画サイト:**

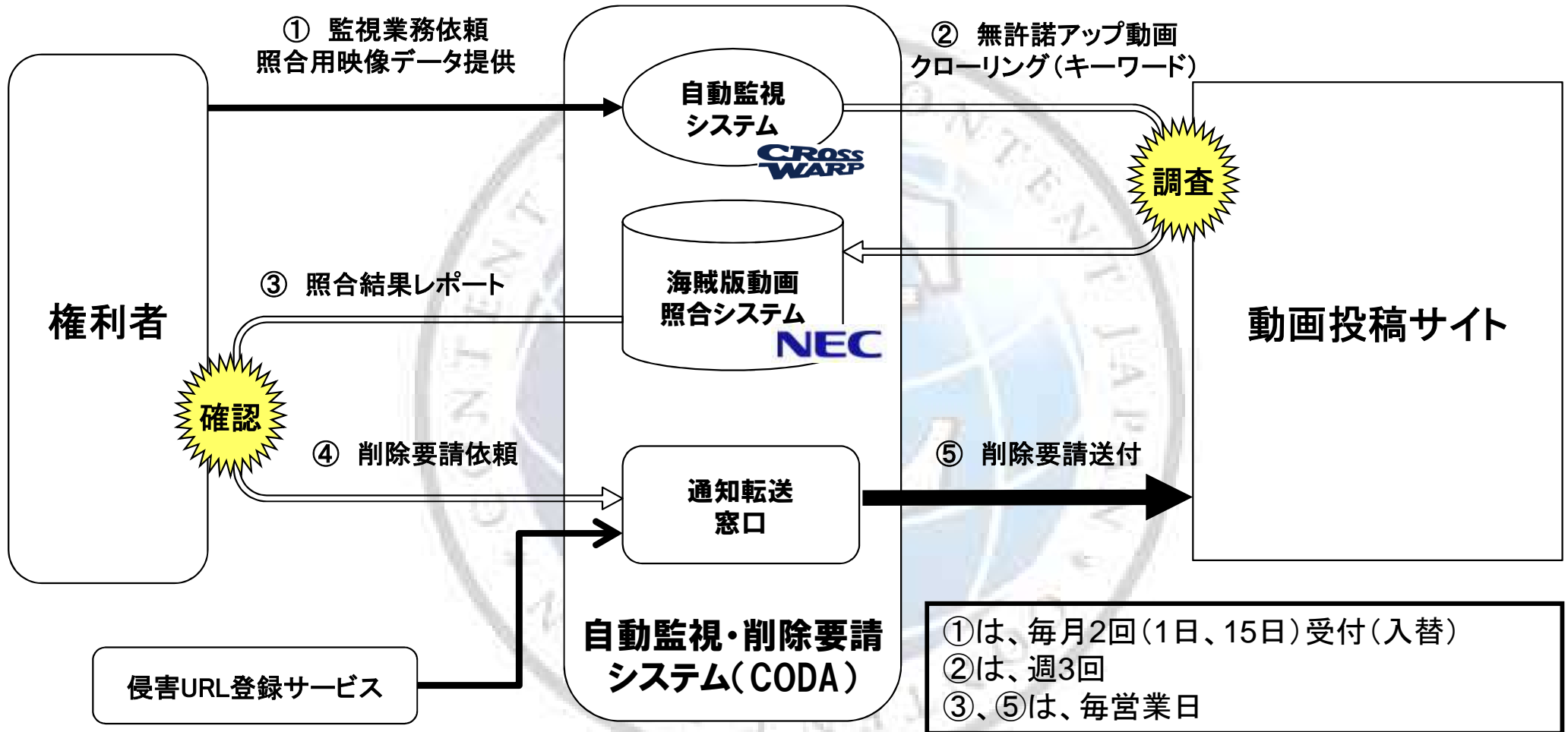
56/Ku6/tudou/youku/PPtv(※)/Letv(※)/PANDORA/Tencent/
dailymotion/FC2

(※)印は動画投稿サイトではなく「動画配信サイト」。



1. 侵害対策／正規流通促進 ～違法配信対策～

・CODA自動コンテンツ監視・削除センター 概念図



・2014年度は、24社からの延べ849作品を対象として運営



1. 侵害対策／正規流通促進 ～違法配信対策～

・削除要請通知実績(2011年8月からの累計)

サイト名	通知数(URL)	削除数(URL)	削除率
youku(優酷網)	80,011	79,214	99.00%
tudou(土豆網)	63,964	63,525	99.315%
56(我樂網)	9,559	9,417	98.54%
PANDORA	16,551	16,395	99.05%
Ku6(酷6網)	17,446	17,435	99.93%
PPtv	153	148	96.73%
Letv(樂視網)	617	605	98.05%
Tencent(騰訊) ¹	548	533	97.26%
dailymotion ²	6,707	6,334	94.43%
FC2 ³	3,317	3,309	99.75%
合計	198,873	196,915	99.01%

※1,2,3のサイトは2013年8月からの累計

(2011年8月～2015年7月12日)

1. 侵害対策／正規流通促進 ～違法配信対策～

- 2011年8月 中国商務部、日本国經濟産業省・文化庁の立会いのもと、中国4大UGCサイト(Youku、Tudou、56、ku6)との間で、違法アップロード排除等に関する覚書を締結
- 2011年11月 韓国著作権団体連合会(KOFOCO)と知的財産保護強化に係わる覚書を締結
- 2012年8月 中国商務部・国家版權局、日本国經濟産業省・文化庁の立会いのもと、動画配信サイトiQIYIとの間で、知財保護および正規流通促進等に関する覚書を締結



中国4大UGCサイトとの署名式の様子



1. 侵害対策／正規流通促進 ～違法配信対策～

MPA(モーション・ピクチャー・アソシエーション)とのMOU締結

全世界に及ぶ現在のオンライン著作権侵害問題に対する新たな善処法の開発や、共同での著作権保護活動の強化を目的に、CODAとMPAは2014年3月20日、公式同意書を締結。

- CODAとMPAとの間で9年間にわたり培われてきた強力なパートナーシップ(2005年からのアジア地域におけるフィジカルパイレーツ対策に係る業務提携)を基に、世界中で問題となっているオンライン上の著作権侵害に関する情報を共有し、その対策の検討・協議を深めていく。

【内容】

- 実行可能で適切かつ効果的な権利行使ならびに違法サイトに係る周辺的対策の実施、技術的解決策の検討、そして各国政府に対するロビー活動などを掲げている。

国境を超えて益々複雑化する オンライン侵害



サーバー



運営者

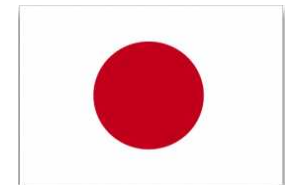


<http://www.anitube.se/>

ドメイン登録

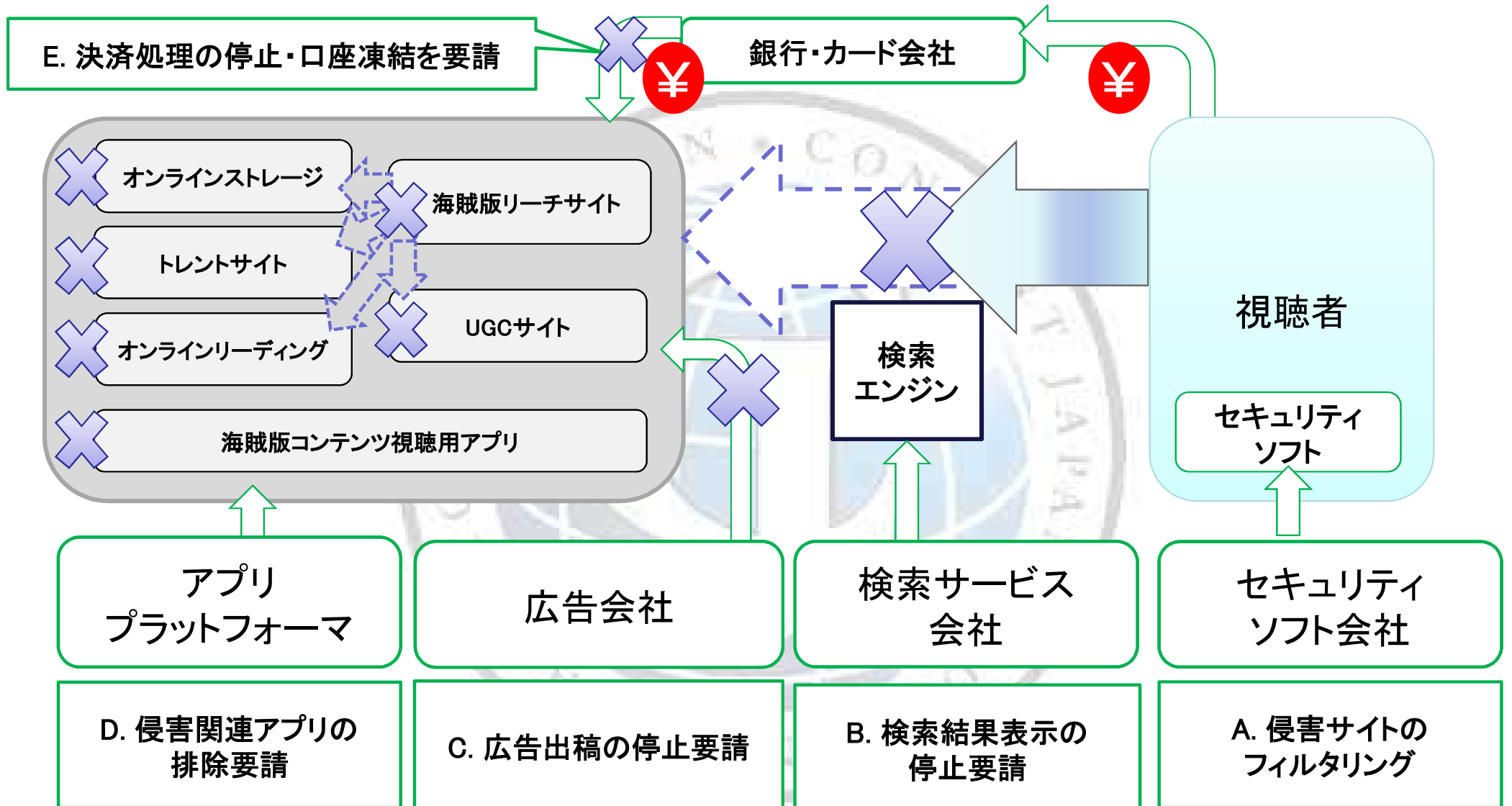


専用アプリ

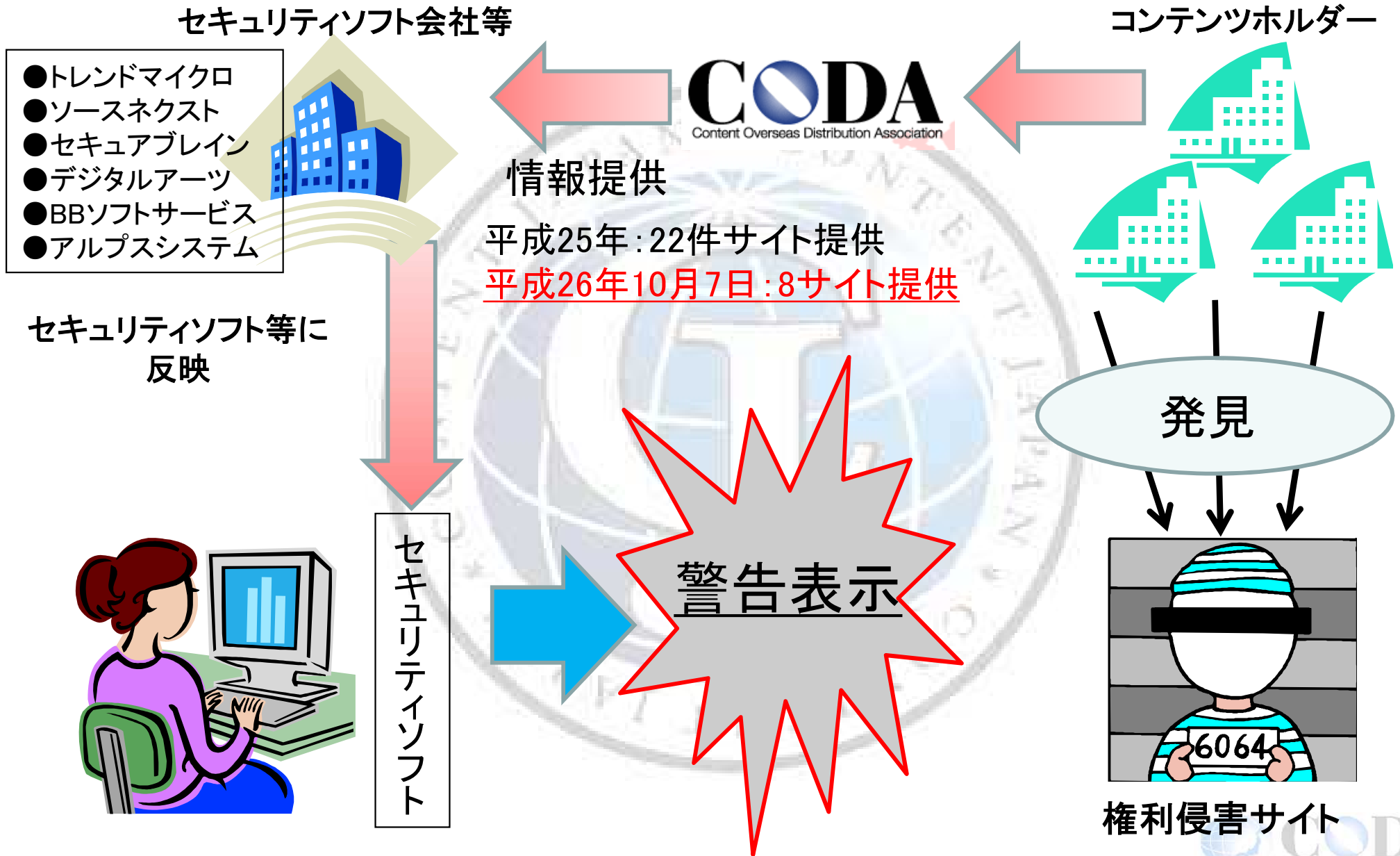


サイト運営者: ブラジル
サーバー所在地: アメリカ
ドメイン登録: スウェーデン
さらに、視聴専用アプリも存在している。

1. 侵害対策／正規流通促進 ～違法配信対策：周辺対策～



A. 侵害サイトのフィルタリング



A. 侵害サイトのフィルタリング

ウイルスバスター ビジネスセキュリティサービスによりブロックされたWebサイト



ブロックされた不正なWebサイト

評価: 危険

対処方法:

- ① ネットワークのセキュリティ設定について管理者に問い合わせる
- ② トレンドマイクロにフィードバックを提供する

Copyright © 2014 Trend Micro™ Incorporated. All rights reserved.

B. 検索結果表示の停止要請 ～Google検索結果表示～

Google検索・Yahoo！検索

ランキングの低下

侵害サイト
トップページ



作品ページ

検索結果に表示
されない



B. 検索結果表示の停止要請 ～Google検索結果表示～

アメリカ合衆国のデジタル ミレニアム著作権法に基づいたクレームに応じ、このページから1件の検索結果を除外しました。ご希望の場合は、ChillingEffects.org にて除外するに至ったクレームを確認できます。



通常の手順で行うと
審査期間: 1週間～3週間を要する



Trusted Copyright Removal プログラム

1つの通知で大量の削除通知を出すことが可能

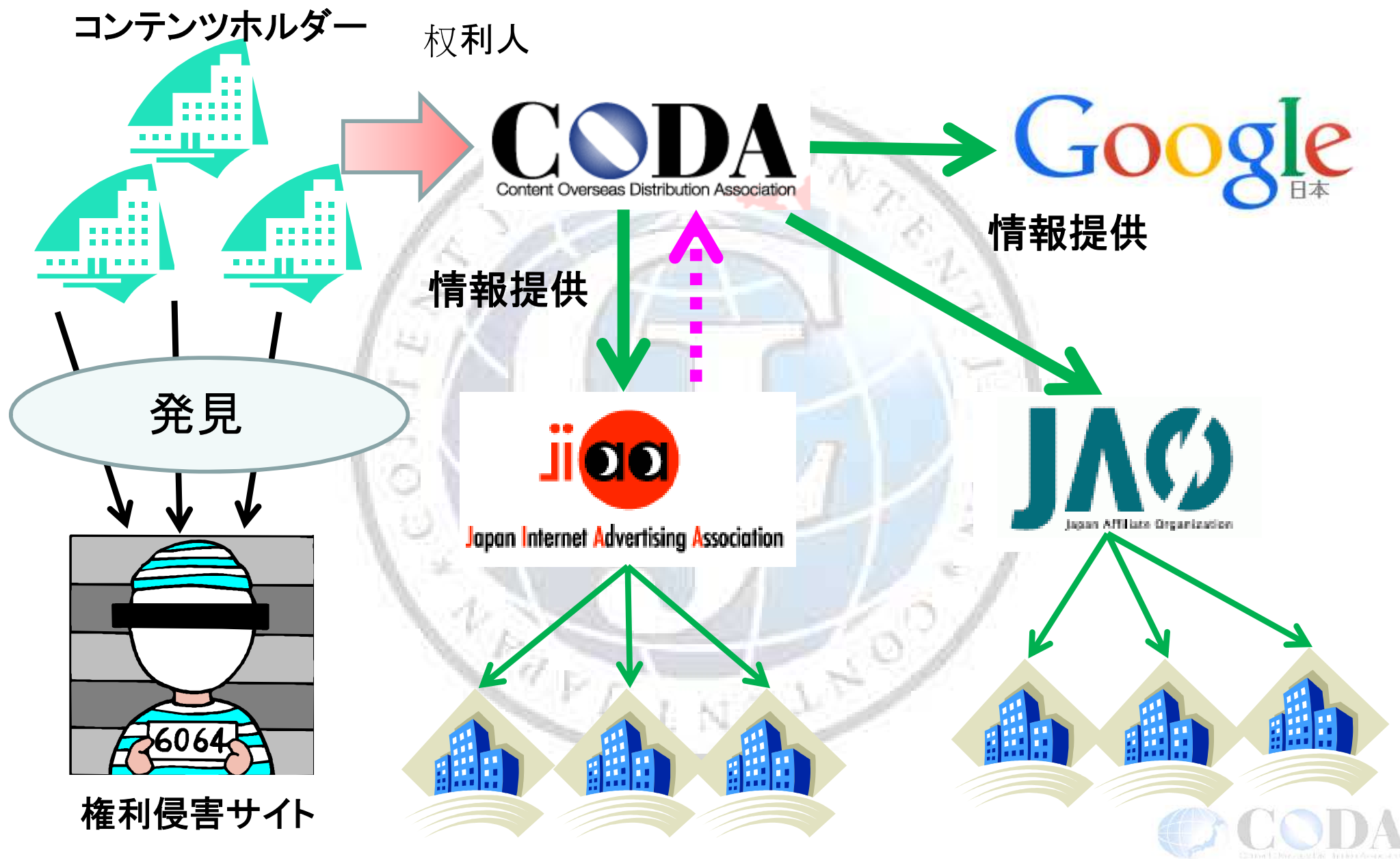
(通常のお知らせでは最大10著作物まで)

削除までの時間が短縮される(概ね24時間)

画像認証が不要になる(機械による通知が可能になる)

2014年11月にCODAが取得

C. 広告出稿の停止要請



C. 広告出稿の停止要請

ポリシー違反の報告

ご覧になったサイトは次のポリシーに違反していますか？ (該当するものを1〜3つお選びください。)

- サイトに広告のクリックを誘導する内容が含まれている。
- サイトに悪意的なコンテンツが含まれている。
- サイトに人種差別的なコンテンツ、または個人、団体、組織を差別、中傷するコンテンツが含まれている。
- サイトにコンテンツと見分けがつかない広告が含まれている。
- サイトが大量の未承認メールで攻撃されている。
- ユーザーのコンピュータに悪質なソフトウェアがインストールされる。
- サイトが他の広告主でAdSenseプログラムポリシーに違反している。
- サイトにアダルトまたはポルノコンテンツが含まれている。

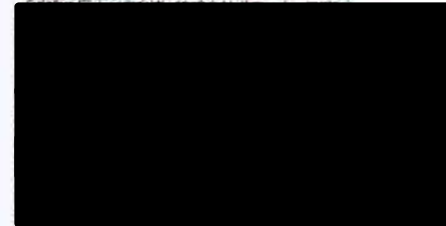
このサイトは、著作権を侵害された他人のコンテンツを許可で配信していると思われる。

あなたは著作権所有者、または著作権所有者の正式な代理人ですか？

- はい、私は著作権所有者、または著作権所有者の正式な代理人です。
- いいえ、私は著作権所有者の正式な代理人ではありません(正式な代理人かどうかの責任は私にありません)。

その他の詳細をここに入力してください*

コンテンツ海外流通促進機構(CODA)からの申立です。CODAは、日本コンテンツの海外流通促進と権利者の権利保護を目的とした一般社団法人であり(<http://www.coda-cj.jp/>)、その取組みの一環として、会員社が確認した権利侵害を通報しております。以下のアドレスにおいて、各社の各作品の著作権が侵害されております。サイトからの広告の削除をお願いします。なお、字数に制約があることから、全ての侵害情報を記載しているわけではなく、この他にも侵害コンテンツは多数ございます。



ご質問等ございましたら、ご連絡ください。

メールアドレス(任意)

* 必須項目

2014年10月28日: 広告出稿抑止申請

「コンテンツ海外流通促進機構(CODA)からの申立です。CODAは、日本コンテンツの海外流通促進及び海賊版対策を目的とした一般社団法人であり(<http://www.coda-cj.jp/>)、その取組みの一環として、会員社が確認した権利侵害を通報しております。以下のアドレスにおいて、各社の各作品の著作権が侵害されております。サイトからの広告の削除をお願いします。なお、字数に制約があることから、全ての侵害情報を記載しているわけではなく、この他にも侵害コンテンツは多数ございます。

(作品名・権利者名・侵害URL)

ご質問等ございましたら、ご連絡ください。」

2014年11月12日: 広告出稿抑止確認



正規流通促進 ～ビジネスマッチング～

動画投稿サイト、動画配信サイトと正規流通の契約を結ぶことによって、自社サイト上の違法コンテンツを自ら削除することにつながる。



◆日本国内の権利者と中国サイトによる“直接的な顔合わせ”の場

権利者とサイトのビジネスマッチング

2012年2月

Youku、iQIYI、56、Tudou 4社 / 日本側コンテンツホルダー 12社

2012年8月

Youku/Tudou、iQIYI 2社 / 日本側コンテンツホルダー 8社

2013年12月

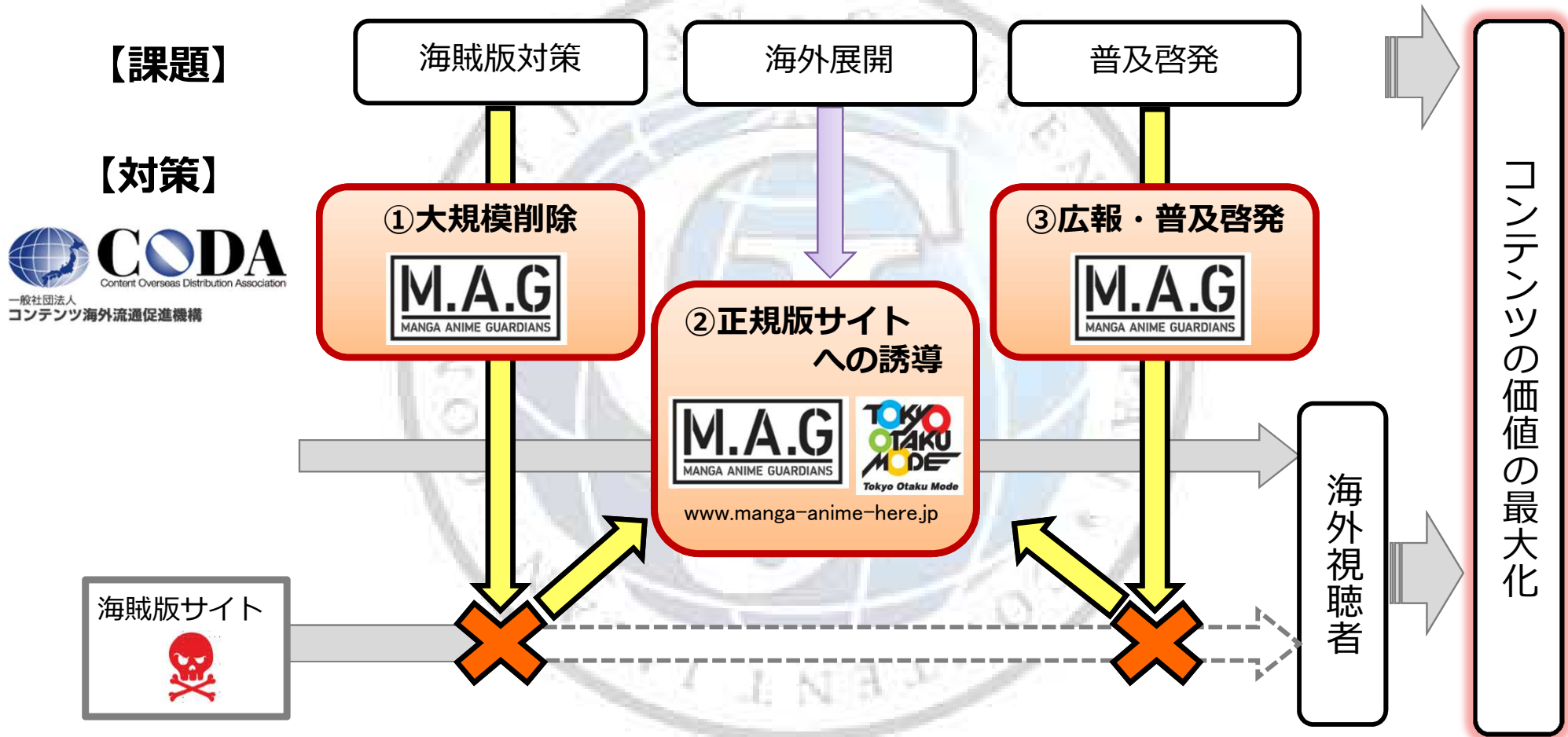
youkutudou、iQIYI、sohu、tencent、Pandora 5社 / 日本側コンテンツホルダー 11社

2014年12月

youkutudou、iQIYI、sohu、tencent、FOUNDER 5社 / 日本側コンテンツホルダー 12社

- ①海賊版の「**削除**」を効率的に行い、
 - ②ファンを海賊版から正規版サイトへ「**誘導**」する仕組みを構築
 - ③国内外の視聴者等に「**普及啓発**」を行う
- 3つの課題に一貫して戦略的に取り組むプロジェクト**
- これらの取組を通じて、国内外のマンガ・アニメのファン層を維持・拡充しつつ海賊版サイトが市場から消滅していく、コンテンツ対価を支払う仕組みが主流化するような、良貨が悪貨を駆逐する仕組みの構築を行う。
 - マンガ・アニメの権利者15社からなるマンガ・アニメ海賊版対策協議会と経済産業省（事務局CODA）が一体となり推進している。
 - 稼働期間：2014年8月～12月（5ヶ月）

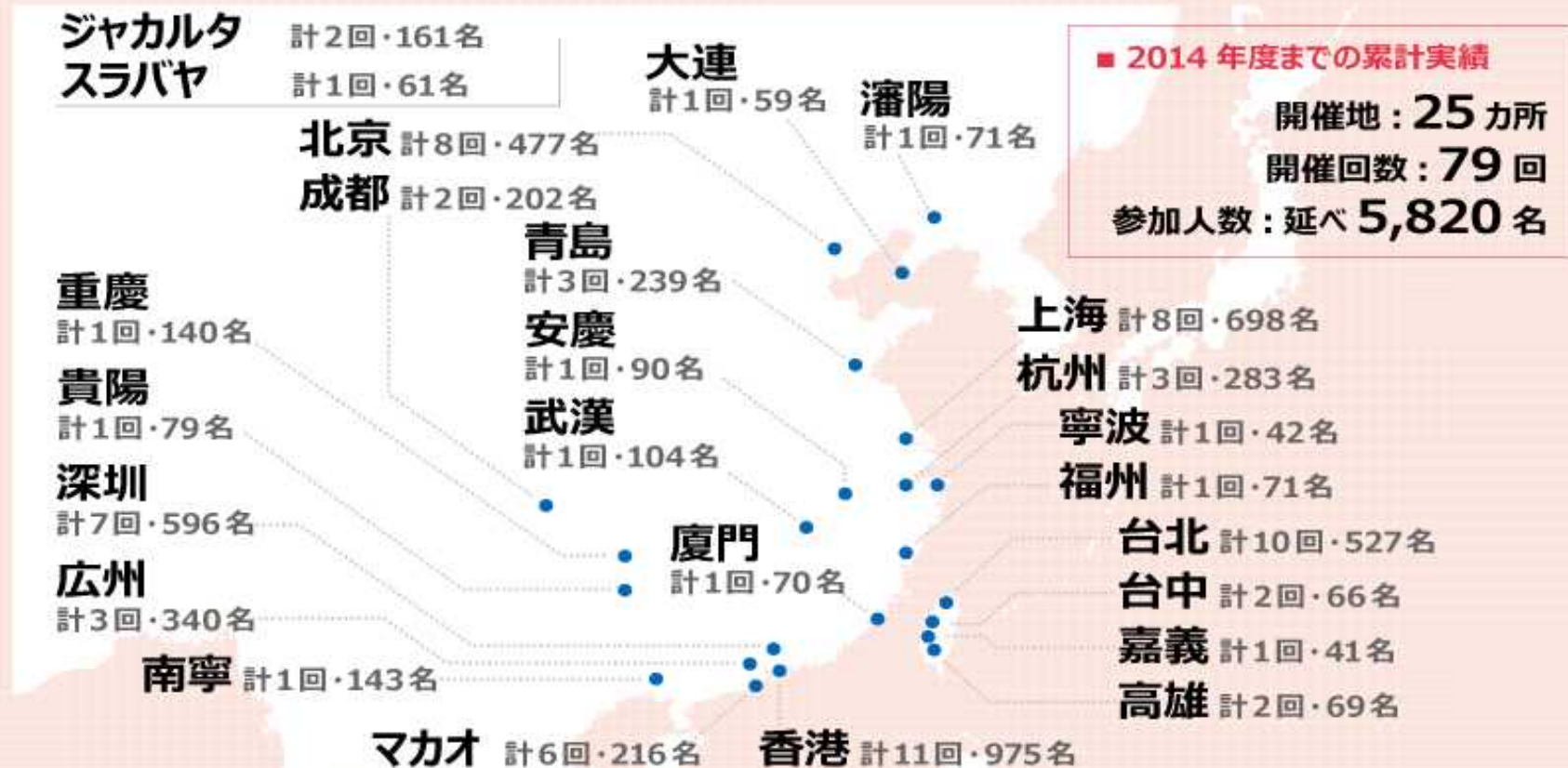
<コンテンツの価値のグローバルな最大化に向けたMAGPの取組>





2. 取締機関との連携 ～トレーニングセミナー～

2005年より、中国・香港・台湾などの現地取締機関に対して、日本コンテンツの特徴や海賊版識別方法に関する知識などを提供するトレーニングセミナーを実施し、取締機関との連携強化を通じた取締りの実効性向上に取り組んでいます。



3. 国内外の政府機関や 関連団体との連携

★中国

「国家著作権局との関係構築および関係強化」

中国国際著作権博覧会への継続参加、定期的な意見交換を実施

「文化市場行政執法隊との関係構築および関係強化」

トレーニングセミナー等を通じて関係構築を推進

★香港

「香港税関との関係構築および関係強化」

トレーニングセミナーを通じて関係構築を推進しつつ、実際の取締にも繋げている

★マカオ

「マカオ税関との関係構築および関係強化」

トレーニングセミナー等を通じて関係構築を推進



3. 国内外の政府機関や 関連団体との連携

★韓国

「韓国著作権団体連合会(KOFOCO)との関係構築および関係強化」
MOAを締結し両国の知財保護について定期的な会議を実施

「韓国著作権委員会(KCC)との関係構築および関係強化」
CODA北京事務所と定期的な意見交換を実施

★台湾

「保護智慧財産権警察大隊(IPRP)との関係構築および関係強化」
トレーニングセミナーを通じて関係構築を推進しつつ、実際の取締にも
繋げている

4. 啓発活動 ～消費者向けイベントの開催～



現地消費者向けの著作権啓発イベントを2010年3月に北京市の繁華街「王府井」、2011年3月に上海（浦東）、2012年3月に北京にて、現地政府機関や業界団体と共同開催。また、2014年2月1日ジャカルタで初めて開催した。併せて2月22日に台北でも開催。2015年2月21日にはインドネシア西ジャワ州 州都バンドンでも開催。



2013年度からスタートした新たな事業 ASEAN諸国との関係構築

2013年度よりCODAが日本国政府から受託した、ASEAN諸国に関する事業は下記の通り。

★インドネシア

- ・「著作権啓発普及イベント」の開催(文化庁)
- ・トレーニングセミナーの開催(文化庁)
- ・日本での著作権セミナー招聘事業(経済産業省)
- ・コンテンツ市場・著作権保護状況等の調査(総務省) など

★タイ王国

- ・「著作権意見交換会」の開催(文化庁)
- ・コンテンツ市場・著作権保護状況等の調査(総務省) など

★ベトナム

- ・「著作権普及啓発ツール」の提供(文化庁)
- ・コンテンツ市場・著作権保護状況等の調査(総務省) など



ご清聴
ありがとうございました